〇総務省告示第 号

務大臣が別に告示する条件を定める件)の一部を次のように改正する。和元年総務省告示第二百六十四号(電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条の二の四の規定に基づき、令

令和 年 日 日

総務大臣 高市 早苗

の傍線を付けた部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 正 後 改 正 前 [1・11 區刊] [|・|| 盤] 三 施行規則第六条第四項第二号凹に規定するものにあっては、周波数及び空中線電力が次の表 111 [匝겍] の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりのものであること。

占有周波数帯幅の許容値 周波数 空中線電力 [魯] 〇・二五ワット以下。ただ [盤] し、無線設備が一の筐体に [魯] [魯] 収められており、かつ、容 中心周波数が九二〇・六 凪 四〇〇mを超え六〇〇m 以下 以上九二三・二m以下であ 易に開けられない構造であ って、九二〇・大型に二〇 って、等価等方輻射電力が ○凪の整数倍を加えたもの コカアシベチ (1ミリワシ トを○アツベイカする。) [盤] [盤] 以下となるものにあって [盤] [坐] は、〇・五ワット以下であ ること。

占有周波数帯幅の許容値	周波数	空中線電力
[區刊]	[區刊]	[區刊]
[區刊]	[區刊]	
四〇〇班を超え六〇〇班	[區刊]	
以下のもの		
[匣斗]	[屆식]	
[區斗]	[匝겍]	
[四~九 同七]		

備考 表中の「] の記載及び全体に付した傍線は注記である。

[四~九 略]